

第15回旭川市議会議会基本条例検討委員会の結果について

日 時 平成22年7月28日(水) 午後1時05分～2時35分

場 所 第2委員会室

協議事項

- 1 市議会だよりについて
 - ・ 渉外チームでまとめた9月15日発行予定の市議会だより第53号の原稿案を確認した。
 - ・ 市民説明会の会場意見一覧等については、ホームページに掲載する。また、各支所にも、第1次素案を添えて置くこととする。
- 2 旭川市議会基本条例(第1次素案)について
 - ・ 各党派等で持ち帰り検討している「素案章立て案」、「第1次素案の持ち帰り検討課題」について、次回の検討委員会で具体的に協議していく。
- 3 今後のスケジュールについて
 - (1) 理事者との意見交換について
 - ・ 各党派持ち帰りの課題に挙げている項目が含まれることから、次回の検討委員会で考え方を整理した後、意見交換の機会を調整することとする。

<各委員の主な意見>

- ・ 市長と議会がそれぞれ市民に対して説明責任があることを踏まえ、市民との関係でより踏み込んだ議論が必要になることを前提に、理事者との率直な意見交換は必要だと考える。

(2) 今後の進め方等について

- ・ 定例会等の日程を考慮し、議員協議会や市民への説明、周知方法を想定しながら、新たなスケジュール案を示すこととする。

<各委員の主な意見>

- ・ 議員協議会で素案たたき台に意見をもらい、第1次素案として、市民説明会を実施した経緯を踏まえ、第2次素案をまとめるべき。また、市民説明会を実施したが、反省もある。それらも考慮し、次の段階として、市民に説明していくような丁寧な進め方が大切ではないか。
- ・ 多くの市民に参加してもらい、説明できる方法を考えなければならない。
- ・ 第2次素案をまとめた後に、市民に新たな意見を聴き、更にそれらを細かく反映させていくというやり方でなくていいと考える。
- ・ 5月の市民説明会でいただいた意見等を反映させて、第2次素案をまとめたということを説明する機会と考えてはどうか。
- ・ 最終案の前の段階で、市民説明会の意見を反映させた第2次素案を再度市民に説明し、できれば一定の期間、意見を受け付ける方法(パブリックコメントではなくて、アンケートなどの手法)で、丁寧に市民参加を確保してはどうか。

- ・ 検討委員会は、議長の諮問機関であり、条例案を上程することはできない。議会運営委員会に委ねることとなるので、その日程も考慮すべき。
- ・ 議会基本条例は、直接市民生活と結びついていない。市民に理解を深めてもらうために、議員自らの説明に加えて、学識経験者の見識も合わせて、議会基本条例を考える機会を設けてはどうか。
- ・ 研修会の段階から、学識経験者の意見を参考にしてきているので、第2次素案についても、学識経験者の意見を伺い、その後、議員協議会につなげるのがいいのではないかと。

4 その他

- ・ 議会事務局職員2名が、既に議会基本条例を制定済みの中核市（横須賀市、豊田市、岡崎市、大分市）を視察してきたので、報告を受ける。

次回検討委員会予定 8月18日（水） 9：00～

第15回検討委員会状況

N O . 1



N O . 2

